

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月二十一日

三重県公安委員会委員長 西 本 健 郎

三重県公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成二十一年三重県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「銃砲刀剣類所持等取締法」の下に「第四条の三第二項及び」を加える。

第一条第一項中「以下「法」という。」の下に「第四条の三第二項及び」を加える。

別表中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。